

## 公的統計の課題等に関する統計委員会基本計画部会でのこれまでの議論の概要（第4WG関係抜粋）

※ 基本計画部会での委員の発言を事務局において編集（敬称略。部①は第1回基本計画部会での意見を示す。）

項 目	意 見 等 の 概 要
2 統計の作成関係 (1) 行政記録の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政記録については、どのような情報をどういう形で統計に使うことができるか等について、具体的な方針を決めておく必要がある。（竹内：部①）</li> <li>・ 行政記録の活用については、具体的な対象を定めて、母集団情報としての活用、行政記録の統計化等に関し道筋を作ることに取り組むべき。（舟岡：部①）</li> <li>・ 統計作成に当たり、民間事業データ（POS データ、IC カード乗車券）の利用も検討すべきではないか。（出口：部①）</li> <li>・ 各種登記台帳や雇用保険台帳等の行政記録を、統計作成に最大限活用できるような方策を検討すべきである。（佐々木：部②）</li> <li>・ 行政記録の活用に当たっては、フレーム整備と業務統計の作成に活用する上での課題への対応について、具体的事例に基づいて検討する必要がある。（舟岡：部②）</li> <li>・ 統計調査環境が悪化する中で、統計作成への行政記録の活用が実現できるかどうかは今後の日本の統計を左右する死活問題であり、積極的に問題解決を図るべきである。また、集計可能な行政情報はすべて、統計として活用される可能性を最初から前提として作成されることが望ましい。（門間：部②）</li> <li>・ 重要な統計ほど行政記録などを活用すべき。（竹内：部③）</li> <li>・ 行政記録を統計作成に利用する際の障害は、個別法や地方公共団体の条例で利用が制限されているという制度的な問題であり、その解決のためには、こうした問題を一つ一つ検討していく必要がある。（舟岡：部③）</li> <li>・ 行政記録の統計作成への利用に関し、重要なケースや典型的なケースについては、統計委員会に統計作成府省及び行政記録の保有府省の双方を出席させ、利用方法、利用が困難な場合の理由等を聴取した上で、委員会としての意見表明、基本計画への記載等の措置を講じる必要がある。（吉川：部③）</li> <li>・ 近年、行政事務の効率化により、統計の作成上有用な情報が行政記録として収集されなくなる例が散見される。こうした問題については、統計委員会でもどこまで意見を言えるかは別にしても、基本的な理念を強く主張すべきである。（広松：部③）</li> <li>・ 各省の統計主管部局以外の行政部局が保有している行政記録については、所管行政の遂行に必ずしも必要でないとしても、常識の範囲の事務負担で統計化が可能であれば、当該行政部局の協力により、情報整備の観点から統計化を</li> </ul>

<p>(2) ITの活用など調査手法の見直し</p> <p>(4) 民間開放</p> <p>(6) 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充</p>	<p>推進していくべきである。(吉川：部⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各省の統計主管部局が他の行政部局に対して、行政記録の統計化を推進するため、人的、技術的な支援を行う仕組みを設けることはできないか。(竹内：部⑤)</li> <li>・ 電子政府の構築が進む中で、各省間のデータの相互利用の促進といった観点から進めるべきではないか。(出口：部⑤)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ITは、統計の報告や利用等いろいろな面で使われるものであるため検討する必要がある。(竹内：部①)</li> <li>・ IT化は、統計情報サービス、統計アーカイブ、行政記録の活用、匿名データなど多岐に渡って関連するものであり重要である。(出口：部①)</li> <li>・ データの作成・利用に関しITを活用し、電子化を推進すべき。(佐々木：部②)</li> <li>・ 回答者の負担軽減と調査の効率化の観点から、調査に直接ITが使えないか検討すべき。(舟岡：部②)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間開放については、注意してやらないと統計がダメになる恐れがあり、また、各府省がその時々に応じて進めるとばらばらになり、時には問題が起こることも考えられるので、民間開放の進め方の基準に関して議論した方が良い。(竹内：部①)</li> <li>・ 統計調査の民間開放を促進すべき。(佐々木：部②)</li> <li>・ 民間開放については、個別の統計調査ごとに検討するのではなく、統計調査共通の問題として、調査により作成される統計の重要性、調査規模、周期等を踏まえ、民間開放が可能な統計調査と困難な統計調査とに区分すべきではないか。(広松：部⑤)</li> <li>・ 基幹統計調査を民間開放する場合は一定の基準が必要である。(竹内：部⑤)</li> <li>・ 基本的なスタンスとして、思い切って民間開放を積極的に実施してみたらどうか。(佐々木：部⑤)</li> <li>・ 既に統計調査を民間開放したケースがあるが、こうした事例を見た上で、どうあるべきかも議論すべきである。(吉川：部⑤)</li> <li>・ 民間開放の是非を議論するには、100%間違いないところまで要求するのかといった、どれだけのリスクを許容するかをはっきりさせることが必要。(門間：部⑤)</li> <li>・ 統計調査に関して民間開放の課題をどう考えるかについて、統計委員会で何らかの結論を下すべき。(舟岡：部⑤)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民や市場が統計の表面的な結果に敏感に反応してしまうような面もあるため、統計の意味について対外的に積極的に説明する必要がある。(大守：部①)</li> <li>・ 速報値と確報値の乖離など統計の持つ性格の親切な説明や統計調査の目的・活用の明示・PRが必要である。(佐々木：部②)</li> </ul>
--	--

### 3 統計の利活用関係

- (1) 匿名データの作成・提供
- (2) オーダーメイド集計

- ・ 調査客体の理解の増進を図るため、広報活動の推進や初中等教育における統計データ・リテラシーの向上に対するサポートを検討すべき。(舟岡：部②)
  
- ・ 匿名データの利用については、ロードマップを作り、それに沿って計画的に推進すべき。(阿藤：部①)
- ・ 匿名データの提供に当たっては、データウェアハウスを構築し、多くの国民がここから必要なデータを取り出せるようにしたらどうか。(出口：部①)
- ・ 匿名データやオーダーメイド集計の作成方法や手続等の具体化を図り、早めに提供体制を整えるべき。(舟岡：部①)
- ・ 匿名データの作成・公開に当たっては、統計局の試行に基づき大学との協力関係の有効性を検討するとともに、データ提供システム設置の工程表を作るべき。(阿藤：部②)
- ・ 匿名データの利用に関しては、行政機関による審査ではなく、学会など中立的な第三者専門機関が審査するべきである。(井伊：部②)
- ・ 匿名データの利用を厳しく制限することのコストよりも当該データに基づいて重要な政策課題に答えることのベネフィットの方がはるかに大きいことを国民にアピールすべき。(井伊：部②)
- ・ 新統計法では匿名データの作成を義務付けるものとはなっていないため、ニーズの高い匿名データが作成されること及びユーザー側からの匿名データ利用の希望を吸い上げる方法について、きちんと制度化する必要がある。(井伊：部②)
- ・ 匿名データの利用については、i 利用ガイドラインの制定、ii 利用手続きのマニュアル化、iii 利用の早期化の手順、iv 匿名データの利用に慣れるためのレプリカ・データの提供、を検討すべき。(舟岡：部②)
- ・ オーダーメイド集計を実施するに当たっては、特定の機関が効率的な集計システムにより集中的に実施し、安価な料金で利用できるようにすべき。(舟岡：部②)
- ・ 匿名データの公開の問題を扱うためには、提供するマイクロ統計情報を世帯関連と事業所・企業関連に分けて考えること、原資料に近い形で提供する方法と安全性を保障できる擬似的なマイクロデータを公開する問題に分けて考えることが必要である。(美添：部②)
- ・ 事業所・企業に関するマイクロデータや高度な経済分析のために詳細なマイクロデータの分析に対しては、データ漏洩が防げるような分析施設を用意し、研究目的のための利用に制限した上でデータを提供することが現実的。また、当該施設は数箇所に集中する体制が合理的である。(美添：部②)
- ・ 世帯関連の調査に関しては、統計的開示管理の理論を踏まえた「一般利用マイクロデータ」を作成する必要がある。(美添：部②)
- ・ ミクロデータの公開については、ともすれば研究者が自分の研究のために主張しているものと受け取られがちだが、

<p>(3) データ・アーカイブ（ウェアハウス）の整備</p>	<p>公開されたマイクロデータに基づく研究により政策が決定されるようになることは何より国民の利益になる。(井伊：部③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計の個票レベルのデータは貴重な情報であることから、何らかの形で統一的に保存するシステムを考える必要があるのではないか。(竹内：部①)</li> <li>・ 現在、各府省では、統計データを永年保存できる体制になっておらず、毎月のように貴重な統計データが失われている。このままでは、匿名データの作成やオンデマンド集計もおぼつかなくなるので、データ保存について速やかに対策を講じるべき。(美添：部①)</li> <li>・ 統計アーカイブの設置については、設置方法（集中型か分散型か）及び統計局の役割を検討するとともに、工程表を作るべき。(阿藤：部②)</li> <li>・ データアーカイブについては、統一的なガイドラインの確立に早期に取り組む必要がある。(舟岡：部②)</li> <li>・ データアーカイブについては、各省に分散させて設けることは非効率であり、数箇所集中させてデータを寄託し、保存することが合理的。また、再集計やマイクロデータの提供も、データアーカイブを通じて実行することが自然である。(美添：部②)</li> <li>・ 統計作成に係る関係資料（世帯・個人対象調査の場合の調査対象名簿等）は、パネルデータの作成に必須であることから、個票データとともに是非保存される必要がある。(井伊：部③)</li> <li>・ 統計作成に係る関係資料としてどのようなものをアーカイブで保存するかについては、国民の理解が必要であることから、利用者の考え、ニーズ等を吸い上げる仕組みをできるだけ早く作る必要がある。(舟岡：部③)</li> <li>・ 今日、高度 IT 化の進展に伴い、膨大な各種データがコンピュータの中に保存され、それぞれの目的に応じてネットワークで検索されるようになってきている。こうした流れの中で、ユーザーの視点を加味したシステムとしての統計データの収集と利用、それと不可分な統計情報システム化のグランドデザインを検討する必要がある。(出口：部③)</li> </ul>
<p>(4) 各府省でのデータ共有の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 匿名データの提供に当たっては、データウェアハウスを構築し、多くの国民がここから必要なデータを取り出せるようにしたらどうか。(出口：部①)【再掲】</li> </ul>